

2006年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
27.09 2709.00	<p>石油及び歴青油（原油に限る。）</p> <p>- エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂を製造するため、オレフィン製造設備（エチレンの製造を主たる目的とするものに限る。）の分解炉で熱分解用に供されるもの</p> <p>- その他のもの</p>	<p><u>100</u></p> <p><u>900</u></p>	<p><u>K L</u></p> <p><u>K L</u></p>	<p>27.09 2709.00</p>	<p>010 090</p>	<p>石油及び歴青油（原油に限る。）</p> <p>- 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの</p> <p>- その他のもの</p>	<p><u>K L</u></p> <p><u>K L</u></p>	<p><u>K G</u></p> <p><u>K G</u></p>	

2006年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
27.10	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油 - 石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） - - 軽質油及びその調製品 - - - 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。） - - - - 撥発油 （省略） - - - - - その他のもの - - - - - 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの - - - - - その他のもの - - - - - 航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。） - - - - - 温度15度における比重が0.8017以下のもの - - - - - その他のもの - - - - - 自動車の燃料用のもの - - - - - その他のもの		27.10		石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油 - 石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） - - 軽質油及びその調製品 - - - 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。） - - - - 撥発油 （省略） - - - - - その他のもの - - - - - 航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。） - - - - - 温度15度における比重が0.8017以下のもの - - - - - その他のもの - - - - - 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの - - - - - その他のもの - - - - - 自動車の燃料用のもの - - - - - その他のもの				
2710.11		K L	K G	2710.11		K L	K G		
181				131		K L	K G		
131		K L	K G	132		K L	K G		
132		K L	K G	181		K L	K G		
137		K L	K G	137		K L	K G		
139		K L	K G						

## 2006年 輸入統計品目表改正

		(省略)				139	<u>----- その他のもの</u> (省略)	K L	K G	
--	--	------	--	--	--	-----	-----------------------------	-----	-----	--

2006年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号		品名	単位	統計品目番号		品名	単位		
36.03 3603.00	<u>100</u>	<u>導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管</u> <u>- 電気により点火し、外部のガス発生剤に着火</u> <u>する構造の点火具のうち、電極を含めた長さ</u> <u>が1.4センチメートル以上2.6センチメートル</u> <u>以下のもので、点火部の直径が0.7センチメー</u> <u>トル以上1.2センチメートル以下のもの（</u> <u>点火部が複数あるものを含む。）</u> <u>- その他のもの</u>	<u>K G</u>	36.03 3603.00	<u>000</u>	<u>導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管</u> <u>（新規）</u>	<u>K G</u>		